

## 「春日ロッジ保養所」解体工事に関する入札のご案内

トヨタ紡織健康保険組合が保有する保養施設「春日ロッジ保養所」の解体工事について、下記の要領で一般競争入札を行いますので、ご案内申し上げます。

### 1. 入札事項

- 1) 件名: 春日ロッジ保養所 解体工事
- 2) 所在地: 岐阜県揖斐郡揖斐川町春日美東1904番地1
- 3) 建物構造: 鉄骨造3階建(202.11m<sup>2</sup>)

### 2. 最低落札価格 非公開とします。

### 3. 入札参加資格

- 1) 本物件の施工にあたって、建築基準法、労働安全衛生法等の法令順守が確保できること。
- 2) 特定建設業「解体工事業」の許可を受けていること。
- 3) アスベスト作業主任者を配置できること。
- 4) 次の①～④のいずれかに該当する方は入札に参加する資格を有しません。
  - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者
  - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
  - ③ 破壊活動防止法(平成27年法律第240号)に基づく破壊的団体及びその構成員
  - ④ トヨタ紡織健康保険組合が不相当と判断したもの

### 4. 入札期限 2023年10月16日(月) 17:00まで ・入札の際は、「入札要綱」記載の提出書類のご提出をお願いいたします。

### 5. 結果通知 2023年10月18日(水)までに通知する予定です。

### 6. 入札要綱等に関する問い合わせ先

入札関係書類及び手続きなど詳細・不明な点は、下記までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ窓口】

〒448-8651 愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地

トヨタ紡織健康保険組合 (担当: 上田)

電話: 0566-26-0305

メールアドレス osamu.ueda@toyota-boshoku.com

2023年10月2日

# 入札要綱

「春日ロッジ保養所 解体工事」

トヨタ紡織健康保険組合

各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、トヨタ紡織健康保険組合（以下、当組合という）が保有する保養所（春日ロッジ）の解体工事につきまして、以下の要領にて入札を実施することとなりましたので、本要項の内容をご確認の上、施工に向けご検討賜りますようお願い申し上げます。

敬具

（ 記 ）

## 1. スケジュール

・入札要綱開示	2023年10月 2日(月)	
・現地説明会	2023年10月10日(火) 15:00～	(参加希望者対象)
・質疑提出	2023年10月11日(水) 17:00まで	
・質疑回答	2023年10月13日(金) 17:00まで	
・入札締切	2023年10月16日(月) 17:00まで	
・優先交渉権者内定	2023年10月18日(水)	
・売買契約書締結	2023年10月23日(月)	
・完工、検収	2023年12月28日(木)	
・代金お支払い	2024年 1月31日(水)	

※上記スケジュールは、諸手続きの進捗状況により変更することがあります。

## 2. 現地説明会

参加希望の場合、2023年10月4日(水) 17時までに、下記

【3. 提出窓口】までご連絡をお願いいたします。

(参加希望が無い場合、現地説明会は開催いたしません。)

## 3. 提出窓口

〒448-8651 愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地

トヨタ紡織健康保険組合 (担当:上田)

電話:0566-26-0305

メールアドレス osamu.ueda@toyota-boshoku.com

## 4. 提出書類(入札時)

下記6点を、入札期日までに当組合担当者までご提出(ご持参または郵送)をお願いいたします。

- ・「施工申込書」（原本）
- ・「見積書」（原本）
- ・「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書」（原本）
- ・「秘密保持に関する誓約書」（原本）
- ・「会社概要書(会社案内)」
- ・特定建設業「解体工事業」許可証（写し）

※ご提出いただいた書類は、返却いたしかねますのでご了承下さい。

## **5. 入札参加資格**

- 1) 本物件の施工にあたって、建築基準法、労働安全衛生法等の法令順守が確保できること。
- 2) 特定建設業「解体工事業」の許可を受けていること。
- 3) アスベスト作業主任者を配置できること。
- 4) 次の①～④のいずれかに該当する方は入札に参加する資格を有しません。
  - ① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者
  - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条 第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
  - ③ 破壊活動防止法(平成 27 年法律第 240 号)に基づく破壊的団体及びその構成員
  - ④ トヨタ紡織健康保険組合が不相当と判断したもの

## **6. 優先交渉権者の決定**

当組合にて優先交渉権者を決定し、ご連絡いたします。優先交渉権者の決定につきましては、当組合が一切の権限及び裁量を保持します。

なお当組合は優先交渉権者の決定後においても、本物件の売買契約締結時まで諸般を考慮し、優先交渉権者を変更する権限及び裁量を保持します。

また、施工申込者、優先交渉権者、選定理由、応札者数、価格等は公表致しません。

## **7. 留意事項**

- 1) 当組合は、理由の有無または理由の如何問わず、ご提出頂いた「施工申込書」「見積書」を当組合の裁量で受け入れ、もしくは拒否する権限及び裁量を保持します。
- 2) 最低入札価格は非公開とします。また当組合は、施工希望者の同意を得ることなく、本件の日程を変更し、または本件入札手続きを中止する権限及び裁量を保持します。

- 3) 本件の入札を検討するに際して発生する一切の費用は、施工希望者において負担するものとします。また、当組合の事情により本件入札手続きを中止した場合でも、当組合は、施工希望者にて発生した費用の負担、賠償等を行いません。
- 4) 本書により、または、今後開示する物件に関する情報につきましては、その正確性、完全性、またはその内容に関し、明示、非明示を問わず、当組合は何らの表明及び保証を行うものではありません。
- 5) 入札に関する質疑に関しては、上記【3. 提出窓口】記載のメールアドレスまで、メールにてお問い合わせください。また、質疑の内容については施工希望者全員に開示する場合があります。

## **8. 解体物件の概要**

- 1) 物件： 春日ロッジ保養所
- 2) 所在地： 岐阜県揖斐郡揖斐川町春日美東1904番地1
- 3) 建物構造： 鉄骨造3階建(202. <sup>11</sup> m<sup>2</sup>)  
(1階: 76. <sup>26</sup> m<sup>2</sup>、2階: 70. <sup>57</sup> m<sup>2</sup>、3階: 55. <sup>28</sup> m<sup>2</sup>)

### (別紙)秘密保持に関する誓約書

詳細資料の開示にあたりましては、秘密保持に関する誓約書を提出願います。  
施工希望者には本誓約書と引き換えに、当組合が保有する本物件に関する資料を提供致します。  
また、施工希望者側に仲介業者が介在する場合は、当該仲介業者も本誓約書をご提出下さい。  
なお、資料の配布が誓約書の提出後となる場合もございます。予めご了承ください。

以上

年 月 日

## 施工申込書（「春日ロッジ保養所」解体工事）

トヨタ紡織健康保険組合 御中

住所: \_\_\_\_\_

社名: \_\_\_\_\_

代表者: \_\_\_\_\_ (印)

標記物件の解体工事を、下記条件にて施工いたしたく、申込みします。

( 記 )

### 1. 施工条件

1) 施工希望金額

金	百万						千		円	消費税 含む

「春日ロッジ解体工事 入札要綱」記載の条件による

2) 施工金額内訳 別添提出をお願いしている「見積書」に明記下さい。

### 2. 解体物件概要

- 1) 物件: 春日ロッジ保養所  
2) 所在地: 岐阜県揖斐郡揖斐川町春日美東1904番地1  
3) 建物構造: 鉄骨造3階建(202. <sup>11</sup>m<sup>2</sup>)  
(1階: 76. <sup>26</sup>m<sup>2</sup>、2階: 70. <sup>57</sup>m<sup>2</sup>、3階: 55. <sup>28</sup>m<sup>2</sup>)

### 3. 有効期限

本申込書の有効期限は、 \_\_\_\_\_ 年 月 日 までとする。

以上

## 反社会的勢力等でないことに関する表明・確約書

1. 私は、現在・将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約します。
  - (1) 暴力団員または暴力団関係者
  - (2) 暴力団関係企業またはフロント企業
  - (3) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ等
  - (4) その他前各号に準ずる者
  
2. 私は、現在・将来にわたり、前項の反社会的勢力、反社会的勢力と密接な関係にある者（以下、反社会的勢力等という）と、次の各号のいずれとも該当する関係のないことを表明・確約します。
  - (1) 反社会的勢力等が、経営を支配していると認められる企業等に所属すること、または関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力等が、経営に実質的に関与していると認められる企業等に所属すること、または関係を有すること
  - (3) 反社会的勢力を利用すること
  - (4) 反社会的勢力等に対して資金・物資等で便宜を図ること
  - (5) その他、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  
3. 私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを表明・確約します。
  - (1) 暴力を用いた要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 暴力を用いて取引きを不正に進行する行為
  - (4) 嘘の情報を用いて貴組合の業務を妨害する行為
  - (5) その他、前各号に準ずる行為
  
4. 私は、これら各号のいずれかに反したと認められると判明した場合、またこの表明・確約が虚偽の申告であると判明した場合は、採用が取り消されても、一切異議は申し立てません。  
また、賠償・補償を求めません。そして、これらにより障害が生じた場合も、一切、私の責任とすることを表明・確約します。

年 月 日

社名： \_\_\_\_\_

代表者： \_\_\_\_\_

印

## 秘密保持に関する誓約書

当社は、末尾表示の物件(以下、当物件という)に関して、貴組合から開示される情報について、以下の各条項に従い取り扱うことを誓約します。

- 第1条 本物件に関して貴組合から当社に開示され一切の情報を、本誓約書において「秘密情報」と称し、本物件の解体工事を検討する行為を「本件事項」と称します。
- 第2条 当社は、秘密情報を貴組合による事前の承諾を得た場合を除き、第三者に開示もしくは漏洩しないものとし、本件飛行以外の目的で使用しないものとします。  
なお、当社は貴組合の事前の承諾を得た第三者に秘密情報を開示する場合、当該第三者に対し、本誓約書に定める義務と同等の義務を負わせるものとします。
- 第3条 次の各号に該当する情報については、秘密情報に含まれないものとします。  
(1) 貴組合から開示を受けた時点で、市でに当社が保有していた情報  
(2) 貴組合から開示を受けた時点で、既に公知であった情報  
(3) 貴組合から開示を受けた後に、当社の責によらず公知となった情報  
(4) 当社が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示を受けた情報。  
または、当社が独自に開発もしくは入手した情報
- 第4条 当社は、次の各号に該当する開示先(以下、「許諾開示先」という)に対して、第2条の定め  
に拘らず、貴組合による事前の承諾なく、本件事項に関して必要な範囲で秘密情報を開示  
できるものとします。  
この場合、当社はその責任において、許諾開示先に対し本誓約書に定める義務と同等の  
義務を負わせるものとします。  
(1) 当社および当社の関係する会社の役職員  
(2) 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士、一級建築士、その他の  
専門家
- 第5条 当社は、司法機関・行政機関・自主規制機関その他の公的機関から法令・通達その他の  
手続きによ基づき秘密情報の開示を求められた場合、第2条の定め  
に拘らず、貴組合による事前の承諾なく当該機関に対し、必要最小限の範囲で秘密情報を開示できるものとします。  
ただし、この場合、当社はできる限り事前に貴組合にその旨を通知した↑、秘密情報の  
機密性をを確保するために採り得る一切の合理的措置を適正かつ迅速に行うものとします。
- 第6条 当社は善良なる管理者の注意をもって、秘密情報が本誓約に反して開示・漏洩されない  
ように措置を講じるものとします。



第7条 当社、巨大開示先または第2条の定めに基づき、当社から秘密情報の開示を受けた第三者のいずれかの故意または過失により秘密情報が本誓約書に反して開示・漏洩された場合、当社は、それにより貴組合に生じた損害につき当社の帰責事由と相当因果関係の認められる範囲内で賠償の責に任じるものとします。

第8条 本誓約書の有効期間は、本誓約書の提出の日から2年を経過した日とします。ただし、本誓約書の有効期間経過後においても、当社は本誓約書の趣旨を尊重して秘密情報を取扱うものとします。

第9条 有効期間が満了した時、本件事項が終了した時、または貴組合から要求があったときは、適用法令等の要請により保存を要する場合を除き、当社は貴組合の指示に従って当社の費用負担において有形の秘密情報を貴組合に返却し、または、当社において破棄するものとします。

第10条 本誓約書により乗じる紛争について訴訟の必要が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第11条 本誓約書に定めがない事項、または本誓約書に関し疑義が生じた事項については、当社は誠意をもって貴組合と協議の上、解決を図るものとします。

#### 《当物件の概要》

- 1) 物件： 春日ロッジ保養所
- 2) 所在地： 岐阜県揖斐郡揖斐川町春日美東1904番地1
- 3) 建物構造： 鉄骨造3階建(202. <sup>11</sup> m<sup>2</sup>)  
(1階: 76. <sup>26</sup> m<sup>2</sup>、2階: 70. <sup>57</sup> m<sup>2</sup>、3階: 55. <sup>28</sup> m<sup>2</sup>)

年 月 日

社名： \_\_\_\_\_

代表者： \_\_\_\_\_

Ⓔ